

堺市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

堺市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ウ中「建築主事」を「要件を備える者である建築主事」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。